

浦添市立小中学校印刷機賃貸借契約書（案）

（令和 8 年度～令和 12 年度 長期継続契約）

印刷機の賃貸借について浦添市長 松本 哲治（以下「発注者」という。）と
（以下「受注者」という。）との間に、次のとおり契約を締結する。

（契約の目的）

第 1 条 この契約は、受注者が発注者に対し、賃貸物件の適切な操作方法を指導するとともに、常時正常な状態で稼動し得るように保守管理を行い、発注者の使用に供すること及び賃借料の支払いについて定めることを目的とする。

（賃貸借物件・設置場所・設置台数）

第 2 条 この契約の賃貸借物件、設置場所及び設置台数は別紙 1 のとおりとする。

（賃貸借期間）

第 3 条 賃貸借期間は、令和 8 年 4 月 1 日～令和 13 年 3 月 31 日までとする。（地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約）

（契約の特約条項）

第 4 条 この契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 に基づく長期継続契約であるため、この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る市の歳入歳出予算において減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更し、又は解除することができる。

（契約保証金）

第 5 条 契約保証金は、浦添市契約規則第 6 条の規定に基づく。

（検収と契約不適合責任）

第 6 条 発注者は、印刷機の引渡を受けた日から 10 日以内に検収する。

2 発注者は、印刷機の規格、使用、性能、機能等に不適合、不完全、その他本契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）があることを知った時から 1 年以内に受注者へ通知しない場合は、その契約不適合を理由として損害賠償の請求又は契約を解除することはできない。

(賃借料の支払)

第7条 発注者は、賃借料として年額_____円(うち消費税及び地方消費税〇〇〇円含む)を分割して毎月_____円支払うものとする。

(業務の譲渡禁止)

第8条 受注者は、契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡してはならない。ただし、書面により発注者の承認を得たときはこの限りではない。

(発注者の損害賠償請求等)

第9条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。
- (2) この業務に契約不適合があるとき。
- (3) 第11条又は第12条の規定により、業務の完了後にこの契約が解除されたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第11条又は第12条の規定により、業務の完了前にこの契約が解除されたとき。
- (2) 業務の完了前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、委託料から部分引渡しを受けた部分に相応する委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、

支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額とする。

- 6 第2項の場合（第12条第9号及び第11号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（受注者の損害賠償請求等）

第10条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- （1）第15条又は第16条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - （2）前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（発注者の催告による解除権）

第11条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- （1）正当な理由なく、業務に着手すべき期日が過ぎても業務に着手しないとき。
- （2）履行期間内に完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- （3）前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（発注者の催告によらない解除権）

第12条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- （1）第8条第1項の規定に違反して業務債権を譲渡したとき。
- （2）第8条第1項但し書き規定による譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。
- （3）この契約の目的を達成させることができないことが明らかであるとき。

- (4) 再び履行しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (5) 受注者がこの契約の完了の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (6) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達成することができないとき。
- (7) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務債権を譲渡したとき。
- (10) 第15条又は第16条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (11) 受注者が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等が暴力団員であると認められるとき。
 - ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 再委託契約又はその他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約又はその他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（発注者の任意解除権）

第13条 発注者は、業務が完了するまでの間は、前2条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 14 条 第 11 条各号又は第 12 条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第 11 条又は第 12 条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第 15 条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第 16 条 受注者は、暴風、豪雨、地震、洪水、火災、騒乱、暴動その他自然的若しくは人為的事象により業務の中止期間が履行期間の 10 分の 5 を超えたときは直ちにこの契約を解除することができる。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないときとする。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 17 条 第 15 条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

(管理使用)

第 18 条 発注者は、印刷機を善良なる管理者の注意をもって使用し、当該物件についての点検調整にかかる保守は受注者が行うものとする。

2 受注者は発注者から物件自体の故障により補修の要請があったときは、当該要請に応じて直ちに受注者の負担で補修しなければならない。ただし、火災・天災・異常電圧及び受注者以外による改造・分解修理による故障については発注者・受注者協議のうえ定めるものとする。

(印刷機の撤去)

第 19 条 第 11 条又は第 12 条によりこの契約が終了し、又は契約解除した場合、受注者は受注者の費用で印刷機を速やかに撤去しなければならない。

(消耗品)

第 20 条 発注者は機械の使用にあたり、専用インク、専用マスターを使用することとする。

(機密の保持)

第 21 条 受注者は、修理等の実施にあたって知り得た発注者の業務上の秘密を外部に漏らし、または他の目的に使用してはならない。

(協議)

第 22 条 この契約書に定めない事項については、必要に応じて、発注者受注者協議の上これを定める。

この契約書の締結を証するため、本書 2 通を作成し、発注者受注者記名押印の上それぞれ 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 浦添市安波茶一丁目 1 番 1 号
浦添市長 松本 哲治

受注者 住所
商号
氏名

別紙 1

1. 賃貸借物件及び設置場所

機 種	
設置場所	浦添市立小中学校 16校
設置台数	19台

2. 設置台数内訳

(小学校)

1. 浦添小学校 1台
2. 仲西小学校 1台
3. 神森小学校 1台
4. 浦城小学校 1台
5. 牧港小学校 1台
6. 当山小学校 2台
7. 内間小学校 1台
8. 港川小学校 1台
9. 宮城小学校 1台
10. 沢岷小学校 1台
11. 前田小学校 1台

(中学校)

1. 浦添中学校 1台
2. 仲西中学校 2台
3. 神森中学校 2台
4. 港川中学校 1台
5. 浦西中学校 1台